

令和５年栗山町議会定例会５月第２回臨時会議 会議録

令和５年５月２６日 午前９時３０分開会

１、出席議員は次のとおりである。

１番	齊	藤	義	崇	君
２番	置	田	武	司	君
３番	重	山	雅	世	君
４番	大	櫛	則	俊	君
５番	堀		文	彦	君
６番	鈴	木	千	逸	君
７番	佐	藤	則	男	君
８番	斉	藤	隆	浩	君
９番	端		師	孝	君
１０番	藤	本	光	行	君
１１番	鵜	川	和	彦	君

２、欠席議員は次のとおりである。

３、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局 長	中	野	真	里
事務局 主査	山	内	あ	づ さ

４、地方自治法第１２１条第１項の規定による説明員は次のとおりである。

町 長	佐々木	学	君
副 町 長	橋 場	謙 吾	君
総務課長兼選挙管理委員会書記長	小 南	治 朗	君
総務課 総務担当兼 男女共同参画・内部統制担当主幹	出 南	力	君
経営企画課 長	篠 田	孝 義	君
経営企画課 地域政策担当主幹	田 崎	剛	君
経営企画課 行政経営担当主幹	高野瀬	大 和	君
税務課長兼出納室長	藤 澤	裕 之	君
福祉課 長	高 田	宏 明	君
福祉課 高齢者・介護・医療担当主幹	酒 井	文 恵	君
福祉課 福祉・子育て担当主幹	橋 元	幸 士	君

若者定住推進課長	小野寺	さゆり 君
若者定住推進主幹	高 間	理 香 君
建 設 課 長	西 田	達 也 君
建設課技術長兼		
上下水道課上下水道担当主幹	平 田	法 雄 君
建設課総務管理担当主幹	杉 本	整 昭 君
産業振興課長	森	英 幸 君
ブランド推進課長	杉 本	伸 二 君
ブランド推進主幹		
兼コミュニティ放送局開設担当主幹		
兼商店街振興対策担当主幹	石 森	和 幸 君
教 育 長	吉 田	政 和 君
学校教育課長	桑 島	克 典 君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

- 報告第 1 号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第14号）の専決処分について
- 報告第 2 号 令和4年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 報告第 3 号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第 1 号 令和5年度栗山町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 2 号 継立西団地A棟新築主体工事の請負契約について
- 議案第 3 号 継立西団地B棟新築主体工事の請負契約について
- 議案第 4 号 栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事の請負契約について

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長、報告のとおり定足数に達していますので、ただいまから令和 5 年栗山町議会定例会を再開し、5 月第 2 回臨時会議を開会いたします。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 今開会議会の議会期間は本日 1 日といたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1 番齊藤義崇議員、2 番置田武司議員のご兩名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会より、この度の臨時会議の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、報告第 1 号 令和 4 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 4 号）の専決処分について外 6 件であります。

地方自治法第121条第1項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、各課所長、並びに、教育委員会教育長の委任を受けた課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の臨時会議報告後の会務につきましては別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鶴川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎報告第1号

○議長（鶴川和彦君） 日程第4、報告第1号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第14号）の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第1号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,196万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ106億6,773万3千円とするものであります。

専決処分をいたしました主な内容は、歳入では町税や地方交付税などの確定見込み等による補正。

歳出では、2款総務費の財政調整基金積立金の追加等に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳出であります。2款1項1目24節積立金の1,186万円の補正は、今後の公共施設長寿命化対策等に係る公債費の償還財源として、今回の補正財源の一部を減債基金へ積み立てるものであります。

6目24節積立金の2億5千万円の補正は、後ほど歳入18款でご説明いたします一般寄附金、及び11款地方交付税の確定等に伴う余剰財源を、財政調整基金に積み立てるものであります。

12目企画費につきましては、後ほど歳入18款でご説明いたします、企業版ふるさと応援寄附金に伴う財源振替であります。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費につきましては、企業版ふるさと応援寄附金及び地方債の確定に伴う財源振替であります。

2 目保育所運営費につきましては、地方債の確定に伴う財源振替であります。

6 款 1 項農業費につきましては、企業版ふるさと応援寄附金に伴う財源振替であります。

7 款 1 項商工費につきましては、後ほど歳入 1 5 款でご説明いたします、過疎地域持続的発展支援交付金の採択に伴う財源振替であります。

8 款 4 項 2 目都市計画整備費につきましては、地方債の確定に伴う財源振替であります。

6 目 2 7 節繰出金の 1 0 万円の補正は、後ほど、報告第 2 号 令和 4 年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 5 号）でご審議いただきます、補正予算の財源調整に係る繰出金の追加であります。

9 款 1 項消防費から、8 ページをお開きいただきまして、1 0 款 2 項小学校費までにつきましては、それぞれ地方債の確定による財源振替であります。

4 項社会教育費につきましては、企業版ふるさと応援寄附金に伴う財源振替であります。

5 ページをお開きください。

次に、歳入であります。1 款 1 項町民税から 6 項入湯税までにつきましては、町税の確定見込みによる補正であります。

1 1 款地方交付税につきましては、収入額の確定による補正であります。

1 5 款 2 項 7 目 1 節商工費補助金の 1, 0 6 6 万 4 千円の補正は、令和 4 年度当初予算歳出 7 款において計上しております、栗山駅南交流拠点施設の工作設備整備に係る国庫補助金で、今般、事業採択を受けたことから計上するものであります。

1 8 款 1 項 1 目 1 節総務寄附金の 3 2 0 万円の補正は、6 ページをお開きいただきまして、まず、一般寄附金であります。3 月 2 2 日に松風 3 丁目西田達也氏よりいただきました 1 0 万円、3 月 2 4 日に由仁町石川兄弟塗装株式会社代表取締役石川裕次郎氏よりいただきました、3 0 万円の合わせて 4 0 万円であります。

次に、企業版ふるさと応援寄附金であります。3 月 7 日に匿名の企業よりいただきました 5 0 万円、3 月 1 0 日に匿名の企業 2 社よりいただきました 3 0 万円及び 1 0 0 万円、3 月 3 0 日に札幌市ホクレン農業協同組合連合会代表理事長篠原末治氏よりいただきました 1 0 0 万円の合わせて 2 8 0 万円であります。

2 2 款 1 項 2 目民生債から 8 目教育債までにつきましては、付記事業の起債額確定による補正であります。

4 ページをお開きください。

第3表、地方債の補正についてご説明いたします。

1. 変更であります。起債の目的10. 新生児世帯子育て応援券事業債から46. 栗山小学校体育館耐震改修事業債までにつきまして、それぞれ起債額の確定により、付記のとおり、限度額を変更するものであります。

以上、補正の内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第1号の報告を受けたところでありますが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第2号

○議長（鵜川和彦君） 日程第5、報告第2号 令和4年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第2号 令和4年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6,287万9千円とするものであります。

専決処分いたしました内容は、歳入では、地方債の確定による補正。

歳出では、地方債の確定に伴う財源振替に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、歳出であります。1款1項工業団地造成事業費につきましては、地方債の確定に伴う財源振替であります。

4ページをご覧ください。

次に、歳入であります。3款1項1目1節一般会計繰入金の10万円の補正

は、今回の補正予算の財源調整として繰り入れるものであります。

4 款 1 項 1 目 1 節、工業団地造成事業債の 10 万円の補正は、地方債の確定による減額であります。

3 ページをお開きください。

第 2 表、地方債の補正についてご説明いたします。

1. 変更であります。起債の目的 1. 工業団地造成事業債につきまして、起債額の確定により、付記のとおり限度額を変更するものであります。

以上、補正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第 2 号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第 3 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 6、報告第 3 号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第 3 号 栗山町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により本議会に報告するものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町税条例の一部を改正する条例は、令和 5 年 3 月 28 日、法律第 1 号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第 46 条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務者等に係る規定で、法改正に伴い、特別徴収義務者が行う納付手続において、新様式が整備されたことから、規定を改めるものであります。

第 48 条及び第 50 条は、法人町民税の申告納付等に係る規定で、法改正に伴い、申告納付及び不足税額の納付の手続において、新様式が整備されたことから

規定を改めるものであります。

第 98 条及び第 101 条は、たばこ税の申告納付の手續等に係る規定で、申告納付及び不足税額の納付の手續において、新様式が整備されたことから、規定を改めるものであります。

附則第 8 条第 1 項は、肉用牛売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を定める規定で、法改正に伴い、免税対象肉用牛売却による事業所得等に対する町民税の所得割免除の適用期限を令和 9 年度までに延長するものであります。

附則第 10 条及び附則第 10 条の 2 第 3 項から第 8 項までは、法改正に伴う規定の整理であります。

附則第 10 項の 2 第 10 項は、法改正に伴い、大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額措置に係る特例割合を新たに定めるものであります。

附則第 10 条の 3、法改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、大規模修繕工事を行ったマンションに対する減額措置に係る申告書の規定を追加するものであります。

附則第 15 条の 2、第 15 条の 2 の 2、及び第 15 条の 6 は、軽自動車の環境性能割の非課税措置に係る規定で、非課税措置の特定期間終了に伴い、環境性能割の非課税及び税率の特例に係る規定の削除並びに条項整理を行うものであります。

附則第 16 条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定で、法改正に伴い、環境性能の高い車両を一層普及させるため、電気自動車等を取得した場合における環境性能割の特例の適用期限を 3 年間延長するものであります。

附則第 16 条の 2 は、法改正に伴う規定の整理であります。

附則第 17 条の 2 は、優良住宅地造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を定める規定で、法改正に伴い、その特例期間を令和 8 年度まで延長するものであります。

附則第 24 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を定める規定で、法改正に伴う規定の整理を行うものであります。

以上、栗山町税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第 3 号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎議案第 1 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 7、議案第 1 号 令和 5 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 1 号 令和 5 年度栗山町一般会計補正予算第 2 号の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,550 万 4 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 106 億 1,498 万 9 千円とするものであります。

補正の主な内容は、2 款総務費におきまして、住民税非課税世帯臨時特別給付金等に係る補正であります。

事項別明細につきましては、副町長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 副町長。

〔副町長 橋場謙吾君登壇〕

○副町長（橋場謙吾君） それでは、事項別明細について御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

まず、歳出であります。2 款 1 項 1 目 18 節負担金補助及び交付金の 350 万円の補正は、監督として野球日本代表侍ジャパンを世界一へと導いた、栗山英樹氏の優勝記念イベントの開催に係るもので、侍ジャパン栗山監督優勝記念イベント実行委員会への補助金を計上するものであります。

22 目定住促進費の 1,754 万 3 千円の補正は、移住定住促進事業として実施いたします、空き家利活用プラットフォーム構築事業、移住支援窓口機能強化事業及び栗山町が移住候補地になるプロモーション事業の 3 事業に係るもので、それぞれ事業別にご説明いたします。

まず、空き家利活用プラットフォーム構築事業につきましては、空き家の流通促進を目的とした、新たなウェブサイトを制作するもので、補正額は 7 節報償費で、空き家利活用プラットフォーム構築業務委託のプロポーザル選定に係る委員謝礼 2 万 4 千円。12 節委託料で、空き家利活用プラットフォーム構築業務 1,138 万 5 千円の合計 1,140 万 9 千円で、国庫補助金を受けて実施するもの

であります。

次に、移住支援窓口機能強化事業につきましては、移住のニーズが特に高い首都圏における移住相談と空き家相談との、マッチングを促進することを目的として、首都圏所在企業に所属する空き家に関する専門スキルを持つ人材を活用するもので、補正額は、18節負担金補助及び交付金で、移住支援窓口機能強化、346万5千円であります。

最後に、栗山町が移住候補地になるプロモーション事業であります。若者、子育て世代をターゲットとした首都圏での積極的なプロモーション活動の実施、並びに町内での自然農業体験や施設見学などの移住体験ツアーを開催し、本町の魅力発信と移住定住の促進を図るもので、補正額は、7節報償費で、講師謝礼、17万円の追加、8節旅費で講師費用弁償12万円、普通旅費12万円、10節需用費で、事業用消耗品7万5千円の追加、冊子作成にかかる印刷製本費15万4千円、11節役務費で、郵便料3万4千円、運搬料6千円、広告料82万円、傷害保険料1万5千円、12節委託料で、移住体験ツアー業務45万6千円、就業パンフレットデザイン作成業務42万4千円、13節使用料及び賃借料で、バス借上料22万円、会場借上料5万5千円の合計266万9千円で、公益財団法人地域社会振興財団からの交付金を受けて実施するものであります。

5ページをご覧ください。

23目新型コロナウイルス感染症対策費の1億9,446万1千円の補正は、コロナ禍において、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、町民及び事業者への支援を目的として、新たに11の対策事業を講じるもので、補正の内容につきましては、それぞれ事業別にご説明をいたします。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金事業であります。ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、18歳未満の子供1人当たり5万円の給付金を支給するもので、補正額は、3節職員手当等で、内数となりますが時間外手当90万円、10節需用費で、内数となりますが事務用消耗品37万7千円の追加。窓あき封筒の印刷製本費、2万2千円、11節役務費で、内数となりますが郵便料2万9千円。口座振込手数料1万1千円、12節委託料で子育て世帯生活支援特別給付金システム構築、38万5千円。

6ページをお開きいただきまして、19節扶助費で、子育て世帯生活支援特別給付金525万円の合計697万4千円で、全額国庫補助金を受けて実施するものであります。

その他の10事業につきましては、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであります。事業が多岐にわたることから、内容の説明につきましては、議案第1号資料一般会計歳出2款1項23目、補正概要によりご説明させていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。

まず、資料の見方ではありますが、本資料は 23 目新型コロナウイルス感染症対策費のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものを事業別にまとめたもので、表中、左側から順番に、ナンバー、事業名称、事業概要、節、補正予算額、財源内訳、所管課を掲載しております。

まず No. 1 のくりやま暮らし応援商品券発行事業ではありますが、7 月 1 日時点で、住民登録のある町民を対象に、くりやまギフトカード加盟店会各店舗での利用が可能な、1 人当たり 2,500 円分の商品券を発行するもので、補正額は、1 節報酬で、会計年度任用職員報酬 44 万 2 千円、10 節需用費で、事務用消耗品 6 万 1 千円、チラシ作成にかかる印刷製本費 36 万 8 千円、11 節役務費で、郵便料 10 万円、商品券発送等に係る運搬料 520 万 4 千円、18 節負担金補助及び交付金でくりやま暮らし応援商品券発行事業補助金 2,838 万 7 千円の合計 3,456 万 2 千円であります。

次に No. 2 の運送事業者エネルギー価格高騰対策支援金事業ではありますが、町内運送事業者に対し、その所有する車両台数に、応じた支援金を支給するもので、補正額は、11 節役務費で、郵便料 4 千円、18 節負担金補助及び交付金で、運送事業者エネルギー価格高騰対策支援金 800 万 5 千円の合計 800 万 9 千円であります。

次に No. 3 の製造事業者エネルギー価格高騰対策支援金事業ではありますが、町内各製造業者に対し、その事業形態に応じた支援金を支給するもので、補正額は、11 節役務費で、郵便料 8 千円、18 節負担金補助及び交付金で、製造事業者エネルギー価格高騰対策支援金 660 万円の合計 660 万 8 千円であります。

2 ページをお開きください。

次に、No. 4 の、建設事業者等エネルギー価格高騰対策支援金事業ではありますが、町内各建設事業者等に対し、その事業形態に応じた支援金を支給するもので、補正額は、11 節、役務費で、郵便料 1 万 1 千円、18 節負担金補助及び交付金で、建設事業者等エネルギー価格高騰対策支援金 825 万円の合計 826 万 1 千円であります。

次に No. 5 の宿泊事業者エネルギー価格高騰対策支援金事業ではありますが、町内宿泊事業者に対し、施設形態や客室数に応じた支援金を支給するもので、補正額は、11 節役務費で、郵便料 2 千円、18 節負担金補助及び交付金で、宿泊事業者エネルギー価格高騰対策支援金 189 万円の合計 189 万 2 千円であります。

次に、No. 6 の事業者等エネルギー価格高騰対策支援金事業ではありますが、今程の運送製造建設、宿泊事業者以外の、町内事業者を対象に、その事業形態に応じた支援金を支給するもので、補正額は 11 節役務費で、郵便料 7 万 9 千円、

18節負担金補助及び交付金で、事業者等エネルギー価格高騰対策支援金3,100万円の合計3,107万9千円であります。

次にNo.7の農業物価高騰対策支援金事業であります。認定農業者、農業法人及び販売農家に対して、農業経営面積に応じた支援金を支給するもので、補正額は18節負担金補助及び交付金で、農業物価高騰対策支援事業補助金2,700万円であります。

3ページをお開きください。

次にNo.8の飼料価格高騰対策支援金事業であります。畜産経営を行う農業経営体及び法人に対して、その飼養頭数に応じた支援金を支給するもので、補正額は、18節負担金補助及び交付金で、飼料価格高騰対策支援事業補助金120万円であります。

次にNo.9の福祉施設等緊急対策支援事業であります。各種福祉施設及び医療機関並びに保険薬局に対し、その施設形態や定員等に応じた支援金を支給するもので、補正額は18節負担金補助及び交付金で、福祉施設等緊急対策支援金1,095万円であります。

4ページをお開きください。

最後にNo.10の住民税非課税世帯給付金事業であります。令和5年度の住民税が非課税である世帯を対象に、1世帯当たり3万円の給付金を支給するもので、補正額は、1節報酬で、会計年度任用職員報酬64万6千円。

3節職員手当等で時間外手当180万円、10節需用費で、事務用消耗品8万1千円。窓あき封筒の印刷製本費6万円、11節役務費で、郵便料59万1千円。口座振り込み手数料19万8千円、12節委託料で、住民税非課税世帯臨時特別給付金システム構築55万円、19節扶助費で、住民税非課税世帯臨時特別給付金5,400万円の合計5,792万6千円であります。

以上、23目新型コロナウイルス感染症対策費に係る補正内容の説明といたします。

議案に戻りまして、3ページをお開きください。

次に歳入であります。15款2項1目1節総務管理費補助金の1億1,046万5千円の補正は、まず上段であります。歳出2款でご説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る地方創生臨時交付金1億529万円です。

次に下段であります。歳出2款でご説明いたしました。

空き家利活用プラットフォーム構築事業に係る国庫補助金517万5千円です。

2目2節児童福祉費補助金の697万4千円の補正は、歳出2款でご説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫補助金です。

19款1項1目1節財政調整基金繰入金の9,562万9千円の補正は、今回の補正に係る財源調整として追加するものであります。

21款5項2目2節雑入の243万6千円の補正は、歳出2款でご説明いたしました、栗山町が移住候補地になるプロモーション事業に係るもので、公益財団法人地域社会振興財団からの交付金であります。

以上で事項別明細の説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、鈴木議員。

○6番（鈴木千逸君） 定住促進費の項目につきましてお尋ねします。

歳出の4ページの中で、12節空き家利活用プラットフォーム構築業務ということで1,226万5千円が充当されておりますけれども、このプラットフォームの構築事業の概要をちょっと伺っておきたいのと、それから、今現状空き家が町内に、役場で押さえている数字で、空き家として登録している数字ということになるのでしょうか。

それと、このプラットフォーム構築して事業展開していくということは、初年度といいますか本年度一定の目標というのは、お持ちだと思いますので、どれほどを解消するといいますか、マッチングして、希望される方に、空き家をつなげていくといいますか、活用していくということを目指していらっしゃるのか。

その3点、お尋ねしたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 6番、鈴木議員の質疑に対する答弁に入ります。

若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（小野寺さゆり君） 鈴木議員の2款1項1目22節定住促進費プラットフォーム構築についてですけれども、まず仕組みについてなんですけれども概要としましては、今までうちのほうでは空き家バンクのシステムを通じて、空き家を求めている方に空き家を提供するような事業をやってきましたけれども、なかなかそちらのほうの数字が伸びないということもありまして、あとは、空き家を求める際に、やはり中の家財処分を、どうしようとか、不動産業者さんが、町外に住んでいる親族だったりするので、よく分からないだとか、ある程度の修理が必要ではないかとかそういういろんな、町内の関係事業者さんとの関係が出てくるケースがすごく多いものですから、そういうところで、町内の事業所も含めて、いろいろマッチングできるような、システムっていうのをウェブ上でつくりたいというのが目標になっておりまして、空き家バンク今ありますけれども、仲介業者のサイトさんのような形で、空き家を求める方は専門に見るということになっておりますが、今度私たちがやりたいものは、空き家を持っている方であったり、空き家の

修理だとか中の家財処分ができる、仲介ができるような業者さんも一緒に中を見る、そのサイトを見て、こういう物件があるならうち仲介できるよとか、家財処分うちのほうで受けられるよというところを、うまく皆さんが見られるようなサイトというのをつくりたいというところを目標にして、そういうデータベースもつくりつつ、マッチングシステムを進めていきたいというふうに思っております。

あと、空き家の数については、今建設課のほうで持っている台帳がございますので、正確にごめんなさい300弱280ぐらいかなということで、すいません正確な数字、現在は持っていないのですけども、数字的にはそのような形になります。

あと、目標数なのですけれども、取りあえず、窓口を介して問合せをいただく件数が30件、あと、マッチングする件数は年に10件程度というふうな目標に初年度はしております。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木千逸君） プラットフォームのことにつきましては今、伺いました。

どちらかというと希望する方に対しての何て言いますかねそのニーズといいますか、そこら辺をもっと明確にしたり、分かりやすくすることなのかなというふうに、思っただけなんですけれどもそうではなくて、関連する事業所、あるいは仲介業者さんや、産廃の業者さんが見てこのぐらいでできるとかあるいはこういう感じで、うちの企業からお手伝いできるかもしれない、そういったことの構築という理解でよろしいですね。

ですから、必ずしもそのマッチングの精度を上げるとか、マッチングの分母を広げるとかそういったことのシステムということではなくて町内業者さんあるいは周辺の企業さんが、解体、あるいは修繕、あるいはもろもろ産廃の処分だとかそういったことに対して、参入しやすくなるようなシステムだという理解で、よろしいですかね。

念のためにすいません、お尋ねしておきます。

○議長（鵜川和彦君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（小野寺さゆり君） 空き家に関しては、やはりその相談業務というの、もちろんこちらのほうに入っています。

所有者からの相談と空き家を、活用したいという方欲しいという方の相談というのが、比率がかなり悪くて、昨年で言いますと、利用者のほうは40件程度ですけども所有者のほうは17件、これでもちょっと頑張っただけで増えた。

消費者のほうの相談も増えてきたというところではありますが、この差からいきましてももう半数以下ですから、マッチングしないですね、件数的には。

なので、その所有者のまずは、空き家を増やそうというところを、力を入れて昨年度からやってきてはいますけれども、その成果が徐々に出てきていまして、所有

者のほう今年度に入りまして、所有者からは7件、利用者から8件という形でいい感じで伸びてきているというふうになっておりますので、そういうところと、あとはやはり、所有者の方がこれからどうしたらいいだろうということで、相談件数はこれ以上に実はあるのです。

空き家バンクに載っているとか、でも、申請書を渡しても返ってこないという件数がすごく多いものですから、そういうところのお手伝いを、民間の力も使いながら、やっていければスピーディーに業者さんの選定だとかそういうのも含めて、早い段階で、空き家を流通させるということが価値も下げないで済むということなので、そういうところも含めての、プラットフォーム構築ということを考えております。

○議長（鵜川和彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木千逸君） 一生懸命やっていただいて人口減少に対応する意味でも空き家を活用して、栗山にたくさん住んでいただくということは、重要な事業の一つだなというふうに思います。

プラットフォームをつくって、ますます地元の業者さんも活性化して、参入しやすくなる、あるいはもう一方ではこの予算とは別なのでしょうけれどもマッチングしやすくするという事で、頑張っていたきたいのですが、一言、希望なのですが、空き家バンクの登録もっと簡便な様式にしていただけると、中々高齢の人が書くって言うと私も何件か書こうかなと思って見た途端にうんざりしたっていう記憶がありますんで、取っかかりもう少し簡便にしていただけると非常にありがたいかな。それがもしかしたら、壁の一つになっているかもしれませんので取っかかり部分はちょっと、簡単な住所お名前ぐらいであとは写真だけで取りあえずいいよみたいな感じで、あとは1段ずつ、希望があったときに増やしていくような、調べる材料を増やしていくような形のほうが、もしかしたらいいのかもしれないという、希望を述べて質問を終わります。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（小野寺さゆり君） 議員おっしゃるとおり、やはり、私先ほど申し上げましたが、申請書を渡しても返ってこないということは、やはりそういうところなのかなとは思うのですが、実は町の空き家バンクの制度は、道の制度と、また国のほうにも空き家バンクがありますので、そちらの様式に合わせておりますので、町の空き家バンクのサイトに載せますと同時に、了解を得てなのですが、道のほうのサイトにも載りますので、そこにやはり基準を合わせているものですからそこはちょっとなかなか変えられないというのはあるのですが、それはなるべくお手伝いをして、写真なんかはほとんど私たちが中に取りに行ったりをしていますし、なるべく、入りやすいようにということで、お手伝いをするように

はしております。

○議長（鶴川和彦君） 他にございますか。

3 番、重山議員。

○3 番（重山雅世君） 新型コロナウイルス感染症対策費、資料がとても分かりやすく書かれているので、議案第 1 号資料のほうで、質問したいと思うのですが、この事業を進める上で、会計年度任用職員を利用してという形で計上されています。

それで、ブランドのほうでは、これ 4 4 万 2 千円ですか。

それと、福祉のほうで、6 4 万 6 千円という形で、これ人数的な部分でいうと、議案書でいうと、5 ページの 2 款の報酬これ 2 人分ってなっていますよね。

それで、このブランドのほうの 4 4 万 2 千円と、福祉課のほうの合計で 2 人ですから 1 人ずつっていうことだと思うのですが、金額的に違うという点では、なんているのですかね雇用期間の問題じゃないかなと想定できるのですが、その辺がどうなっているのかということと、この事業をするに当たって、この方々を新たに採用したのですかと。この事業を進めるにあたって、そういう点も、結構な事務作業になると思うのです。

それで、その辺もお尋ねしたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 3 番、重山議員の質疑に対する答弁に入ります。

ブランド推進課長。

○ブランド推進課長（杉本伸二君） 会計年度任用職員のご質問でございます。

ブランド推進課が所管します、くらし応援券のほうの雇用ですけれども、会計年度職員 1 名を予定しておりまして、3 か月を予定しております。

雇用期間につきましては、7 月から 9 月までの 3 か月間ということでございます。

採用についてということでございますけれども、新たに採用というふうに考えております。

○議長（鶴川和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 重山議員のご質問でございます。

福祉課で予算計上しております、会計年度任用職員に関わる予算につきましては、1 名、5 か月分を予定しております。

事務につきましては、住民税が確定いたします 6 月からの雇用を予定しております。

6 月から 1 0 月までの 5 か月間の雇用を予定しており、6 月に新たに 1 名を雇用する予定でございます。

以上です。

○議長（鶴川和彦君） 他にございますか。

8 番、斉藤議員。

○8 番（斉藤隆浩君） 住民税非課税世帯給付金事業についてお尋ねいたします。

計算では1,800世帯おられるとなっているのですけれども、生活保護世帯の数、そして、生活保護の世帯の中でも、完全な生活保護等また、医療費等の一部生活保護とあると思うのですけれども、その数を、分かるのであれば教えていただきたいです。

○議長（鵜川和彦君） 8番、斉藤隆浩議員の質疑に対する答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 斉藤議員のご質問でございます。

すいません正確な資料についてはちょっと手持ちございません。正確な数字はあれですけれども、生活保護世帯についてはおおむね100世帯、うち、医療については、すいませんちょっとこの場では数の把握が出来ておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤議員。

○8番（斉藤隆浩君） 世帯数100世帯ということで、これなかなか大変なことだと思うのですけれども、栗山町、今人口が減っている中で、逆に言いますと、一世帯一世帯、しっかりと見られる環境なのではないかなと思っております。

世帯にあった、不公平感のない、予算配分をしてほしいなという希望を込めて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 今ほどのご意見賜った中で公平な給付に努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 他にございますか。

1番、齊藤議員。

○1番（齊藤義崇君） 三つございます。

まず一つ目ですけれども、財政調整基金を使うということで3ページ目の繰入金の財政調整基金に関係することでございます。

一度きちっと貯金というか、基金を積めたので、メリハリのついた支出と使うときは使うぞという意味が感じられて、大変ありがたいことだなと思っておりますが、これについて、どれぐらい蓄えておこうかなと、僕再三いろんな予算委員会等々で、財政調整基金を質問してまいりましたから、町長のお考えについて、改めて町民のほうにメッセージをいただきたいなということと、4ページ目をめくりまして歳出に入りますが、2款1項22目定住促進事業についてです。

これについても、以前から政策について推進していただきたいと思ってはいたのですけれども、質問の要点としては2つあって一つが、まずデジ田構想の予算と、

振興財団が用意した供給促進費の交付金を二つ歳入で使われて、これが４ページ目の２２目国道の支出金その他ということで、予算として投じるというふうに考えます。

デジ田構想とこの振興財団の予算どちらもいろんなメニューがとれて、この定住促進事業に使おうと思った理由、多分いろんなことに使えて、例えば、うちの町も地域経営で、ＤＸの構想も持っていますから、いろんな面で活用できる事業のカードを、この事業にした理由が一つ知りたいということと、二つ目が、進行管理計画の１０６番の定住促進の事業、第７次総合計画できちっと審議してまいりましたが、予算がかなり大きくなったので、僕のほうとしては、今回の補正としては、審査を終えれば、採決に入るわけですけど、一度きちっと全協でこの構想の事業が増えたから、我々につながるのある事業等、いろいろ展開の方向性について、きちっと示していただけたらいいのではないかと思いますので、そういった説明を少し計画としていただきたいなという希望なのですが、それができるかどうかということで以上３点の質問をします。

○議長（鶴川和彦君） 齊藤議員の質疑に対する答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木 学君） 私のほうから、１点目の財政調整基金を含めた、町財政の執行に係る考え方について、ご説明をさせていただきたいと思います。

その前段で、今回、国の臨時交付金を活用した中で、生活者、また事業者の皆様への支援をさせていただくということで、今回、補正予算をご提案させていただきました。

従来、私のこの基本的な考え方にも申しておりましたが、コロナから単を発して、ウクライナ情勢、こういった、日本全体、また国際情勢を含めた中での、こういった危機的なところの措置については、やはり、国のほうでしっかりと財源を含めた中で対応していくべきだというのが私の基本的な考え方でございまして、これまで、いろんな臨時交付金を使って措置をしてまいりましたが、今回のように、財政、町の単費といいましょうか、一般財源を投入して措置を対応したというケースは、これまでかつてないわけでありますけれども、今回は、国の１億５２９万円プラス、町の持ち出しが８，２００万ということで、大きな支出を伴う中で、措置をさせていただきました。

その背景には、やはり昨年来からのエネルギーまた物価高騰、こういったようなものもありますし、また、来月６月から電気料金が大幅に値上げされると、そのようなこともございまして、この今１番厳しいときに、しっかりと支援を必要な方に支援をするというのが、我々行政の役割ではないかということで、今回、少し大きな支出を伴いましたが、補正予算で提案をさせていただいたというのが、経過でございます。

今後の見通しといたしましては、国の閣議決定をされた、経済見通しの中で、物価高騰についても、徐々に下がっていく、そんなような見込みも出ておりますので、状況を見ながら、改めて、支援が必要であればこれからも検討していきたいということでございます。

そのような情勢の中で今、齊藤議員のほうからご質問のあった財政調整基金の考え方ではありますが、今年の3月のやりとりの中でもありましたけれども、基準はありませんけれども一般的には、標準財政規模の10%から20%、これが、財政調整基金として残高として持っていたほうが、災害時だとかいろんな突発的な支出に備えることができるというようなことで、示されているわけであります。

10%から20%ということで、本町の場合標準財政規模が50億でありますので、最大20%と見た場合について10億ぐらい、やはり財政調整基金として、持ち合わせていたほうがいいだろうというようなところでございます。

以前の総合計画のときにご説明をした、今年度末、令和5年度末の財政調整基金の見込みが、交付税等々の増額がありまして、今回補正する前の段階であります、12億程度になるというような見通しが出ております。

財政計画の中また標準財政規模の20%から差引きいたしますと、1億5千万円ほど、余力ではないですけれども、少し多くございますので、その1億5千万円のうちの、今回8千万円を使わせていただいて、このコロナ経済対策を打ったというようなところでございます。

今後におきましても、今の町の財政計画はしっかりと、この7次総合計画期間中が標準財政規模の中に20%を財政調整基金残高としては、きちっとクリアしていけるような計画になっておりますので、そこを堅持することを目標にしながら、これからも財政運営をしていきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（小野寺さゆり君） 齊藤議員2点目のご質問でございます。

このデジ田の交付金と公益財団法人の地域社会振興財団、こちらのほうの補助金を使った理由ということですが、こちらの事業は移住定住に係りますものですが、デジ田のほうは空き家を中心にした、定住促進事業になりますし、財団のほうは、これまでやってきました、移住の短期宿泊事業だったり移住フェアだったりというようなところであと若者子育て世代に対する、移住促進のほうの事業やっておりましたのでそちらのほうの強化といいますか、首都圏をターゲットにした、また、若者子育て世代をさらに、ターゲットにしたツアーなどをやりたいというところで、補助金を探しておりましたら、こちらのほうの補助金が合致したというところで、今回採択いただいたということになります。

それでデジ田のほうに関しましても、ウェブ上で今まで、私たちが民間の方をつ

なぐということがなかなか難しかったんですね、相談者の方に、町内の事業所一覧表を見せたときに、これだけ事業所ありますね、この中のどこがいいですかっておっしゃるのです。

私たち、そこはお話出来ませんので、そういうところでうまく民間の力をかりてつないでいるような形、またそのウェブ上であれば、欲しい情報を自ら取りたいときに行けるというところで私が一斉にこんな、おうちがありますよって流すことがないっていうところもありますので、ぜひそういうデジタルを利用したというところでデジ田の国の補助金を申請したという形になっております。

あと、7次総合計画の予算額がちょっと膨らんだという点につきまして、実はプラットフォーム構築に関しては2か年計画で当初考えておりまして、こちらのほうのシートのほうにも2か年という形で、令和5年令和6年、2か年でやろうということで計画当初してたんですけれども、国のほうの補助金の申請に当たりまして、同じ事業で、2か年にわたる事業は認められないということになってしまいましたので、それを1年に集中してやってしまったということで、事前に皆様に、説明を差し上げるべきだったかとは思いますが、それで膨らんだということになりますので令和5年はこの分が減るという形になるものでございます。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 副町長。

○副町長（橋場謙吾君） 齊藤議員の今のデジ田の交付金の関係で、若干補足させていただきたいと思うのですが、議員おっしゃられるとおりこの交付金については従来の地方創生の関係で、今回のデジタル田園都市国家基本構想ですか、これに基づいて、かなり制度拡充されたといいいましょか幅広い事業メニューが対象となっております。

先ほどちょっと触れられておられたようにDXの関係、地域社会のデジタル化についても、今これから本町で進めていくわけでありまして、これについてもこれからDXの推進計画、こういったものも整備してまいりますので、当然今、定住促進以外の事業も、こういったメニューに合致するものについては、積極的にアタックしていきたいというふうに考えております。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤議員。

○1番（齊藤義崇君） 1番目についてはありがとうございます。メリハリがついて、ちゃんとためたものを使わなければ意味もないし、またためなければっていう目安というか、さじ加減が十分分かりましたので、今回の対策については、大変支持するところでございます。

二つ目と三つ目合わせて再質問しますが、僕は、先ほどから言うとおりの定住促進の関係の充実事業になりましたこの106の事業は、すごくいいことだなと思うんですけど、UIJターンとかUターンとか、これにたくさん事業や、ネーミ

ングがついたものが多くて、いいよと言ってくれば、この全協で、きちっとその絵図面と概略と、この今回変更になった分も含めて、4,800万円の予算を落とすわけですから、その説明をいただきたいと思うんですけども、どうでしょうかということで再質問します。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（小野寺さゆり君） こちらのほうの事業確かにいろんな、道の補助金も入ったり、町単独でやっている事業とかいろいろ移住施策がございますので、それについて改めて、ちょっと分かりやすくご説明させていただく機会ということでありますので検討させていただきたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 他にございますか。

9番、端議員。

○9番（端師孝君） すいません質問の仕方が、まだ慣れないので、変な言い方があったらご容赦願いたいと思います。

侍ジャパン栗山監督優勝記念イベントについて質問させていただきます。

今回350万という、金額でこの金額が大きいと思っております。それだけ金額からいくと期待値というのが高まってくるところであります。

今回、栗山英樹さんにおかれましては、様々、栗山町において、多く活躍して栗山町もあわせて注目しているので、大変うれしいことかなと思います。それを、恩返しというのでしょうかね、そういう形で、今回パレードという形で、気持ちをあらわせるというのは大変素敵なことなので、一町民としても、今回のイベントで、栗山英樹さんにもありがとうを伝えたいなと思っております。開催まで1か月というところで、開催までのスケジュール、実際に開催するまで、どのようなスケジュールを組んでいらっしゃるかっていうところを、ちょっと気になるところで質問させていただきたいです。

それを言うのは、今回このパレードに注目している方が結構多いところで、やはり気になるところは、詳細といつ頃告知してくるのかっていうところは、恐らく気になるところかなと思いますので、これからだと思いますけれども考えていらっしゃるスケジュール、段階踏んで分かる範囲で教えていただけると、ありがたいです。

そして次2点目です。

金額から、今回パレードだけでなくいろんなイベントを盛り込んでくると思いますが、そうなってくると、会場がいろいろと増えてくることになると思うんですが、今回、WBC優勝パレードとかそういうのは、ないものですから、町内だけでなく町外からも注目を集めるということで結構な人数が来るんじゃないかと思われます。

それについて、一般道とか人の往来が、これ会場が移るごとに人も多く移動しま

すので、それについて、安全管理というか、安全の確保という点で結構かかってくると思う。

もし、その点も考えていることがありましたら、どのように、確保していくかというのをちょっと聞かせたい。

3点目ですが、移動手段のほうです。

やはりこういう大きなイベント事になってくると、気になってくるのは、移動手段と駐車場問題になるかなと思います。

駐車場についても、どのように考えているのか、今まで、例大祭とか夏祭りだとか、同じように考えていらっしゃるのか。

また、プラスして考えていらっしゃるのかってところが、気になります。

それに合わせて町外から恐らくJR、バス等使ってくるかと思いますが、栗山町内はいいんですが町外の、例えば駅だとかに、お知らせするなりというので、栗山町に来やすい、こちらに来る方を想定した何かそういうようなお知らせとかっていうのは考えているのかっていうのも、駐車場の話と、あわせての三つ目となりますけれども、そこのほう、考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴川和彦君） 端議員の質疑に対する答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長（小南治朗君） 端議員、3点にわたるご質問でございます。

まず、スケジュールの関係でございますけれども、本日、補正のほうが上程されて、決まりましたら、まず来週5月29日に、まず第1回の実行委員会のほう、開催をしたいというふうに考えているところでございます。

それが終わりましたら、その中で、大まかなこの実行運営体制ですとか、イベントの内容等決まってくるかと思えます。

それに沿って、詳細はまだ、詰められてない部分もございますけれども、それに沿って、行っていくということで、まずは5月29日が一つのスタートになろうかなというふうに考えております。

このイベントの内容につきましてはやはり栗山監督の感謝の気持ちを最大限、あらわすということもございまして、今回このイベントの中に、お子さんも小学生以上の、中学生ぐらいを想定しまして、栗山町を中心に、一市四町中心とした、児童生徒も参加できるようなイベントにしたいということも考えているところでございます。

そういった参加者についての呼びかけも、あわせて内容が決まりましたら、早いうちに、即急に、これについてのご案内をしていくというような流れで今考えております。

実行委員会出来た後は、実際に運営体制を固めていくと、イベントの内容も、き

っちり決めていくということでございますので、実行委員会のその下に運営委員会みたいな形で、それを設置しまして、実際に動いていただけるような方を募って、その中で内容のほうも精査をしていきたいというようなスケジュールで考えているところでございます。

それからイベント会場の安全確保ということでございますけども、これにつきましては、警察署ともいろいろと協議をさせていただいて、今現在の来場者の方があるスペースの部分と、パレードを行う部分の間にはですね、しっかりとした、金属製のバリケード、これを配置しまして、パレード会場のほうに入らないような形で、今考えているところでございます。

あと来場者のほうも全体で、沿道の面積を考えていくと、おおよそ最大2万人が入れるであろうという想定でありますけれども、やはりその辺は混雑を考えてですね、なるべく密にならないような形でこちらのほうも対処していきたいということで、警備に関しては、20名から40名程度の方を配置して、そのような形で、雑踏が、事故が起きないような形で、警備のほうも配置をして、また改めてそれ以外にもボランティアスタッフ等も募って、来場者の方の安全を確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから3点目の移動手段、ご質問でございます。

今現在、駐車場おおよそ、1,000台程度は、今までの秋祭り、例大祭等を参考にさせていただいて大体1,000台程度の駐車場を確保したいというふうに考えております。

それから交通関係でございますけども、栗山町に来場される方、乗用車の方もいらっしゃるしJR、それから、バス等もいらっしゃるかと思いますけども想定で、イベントの開催時間が9時半から、パレードが11時ぐらいからというふうに考えておりますけども、それまでにいらっしゃる公共交通機関の人数を考えていくと、大体6千人ぐらいになろうかなというふうに想定をしているところでございます。

それ以外に町内の方は、徒歩で会場までいらっしゃるかなと思うんですけども、そういったものを想定して、そういった方にどういうふうにご案内をするかということでございますけども、町のホームページですとか、そういったもの報道機関等にもご協力をいただいて、なるべく、私どもとしては、車でいらっしゃるやはり、例大祭も渋滞等もございましたので、そういった影響がないようになるべく、公共交通機関の利用していただきたいというような内容でお知らせをしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鵜川和彦君） 端議員。

○9番（端師孝君） まだ決まっていない中、答えにくい質問ですみません。

思いを聞かせていただきたいなと思っていたので、ちょっと聞けてよかったなと

思います。

これから内容を決めていくということなのですが今回 1 日でやることですし、今回のことでちょっと、混乱だとか生まれて、残念だったなって思うところが、出ない形で、盛大に出来たらいいなと思いますので、これから実行委員会等々で皆さんと、そういうところを最大限考えて開催に向けて、協議していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長（小南治朗君） やはり今回、W B C 優勝ということで、このパレードを期待されている方、非常に多くいらっしゃるという声も聞いているところでございます。

来場者の方が喜んでいただけるようなイベントにしていきたいというふうに考えておりますので、また議員の皆様、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鵜川和彦君） 他にございますか。

答弁したいということで、福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 先ほど斉藤議員のご質問の中で住民税非課税世帯の給付金の関係で生活保護世帯数、1 0 0 世帯程度というお話の答弁をさせていただきました。

1 0 0 世帯については 6 5 歳以上でございました。

全体では現在 1 5 0 世帯程度でございます。

また、医療扶助のみについては道のほうから公表されておられませんので町としては、把握が出来ていないという状況にございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 8 番、斉藤議員。

○8 番（斉藤隆浩君） 先ほどは、大変緊張しましてちょっと頭が真っ白でしゃべっていたのですがけれども、やはり、1 5 0 世帯ということで、生活保護の方は、最低限国で生活を保障されている。

また働いても、なかなか非課税世帯から抜け出せないという方もおられると思います。非課税世帯の中でも、事情が違う世帯あると思います。

産業のほうでは、農地の面積で、傾斜配分したりしているのもあると思いますので、ぜひ、この非課税世帯につきましても、本当に必要な方に、お金が届くようにしていただければなと思っております。

答弁要らないです。

○議長（鵜川和彦君） 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。
討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第1号 令和5年度栗山町一般会計補正予算（第2号）
について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第1号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第2号

○議長（鵜川和彦君） 日程第8、議案第2号 継立西団地A棟新築主体工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第2号、継立西団地A棟新築主体工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

継立西団地A棟新築主体工事について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、継立西団地A棟新築主体工事であります。

契約の方法は指名競争入札によるもので、契約金額は7,821万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は96.51％であります。

契約の相手方は栗山町朝日4丁目32番地3、朝日産業株式会社代表取締役廣岡延博であります。

入札につきましては、5月16日に行い、指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鉦建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上6社であります。

工事場所は、栗山町字継立185番地27であります。

工事の内容は、木造平屋建、延床面積316.91㎡、1棟4戸の新築であります。

す。

工事期間は、着手の日から、令和6年1月15日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金3,910万5千円、地方債3,910万円、一般財源5千円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第2号 継立西団地A棟新築主体工事の請負契約について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。

よって、議案第2号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第3号

○議長（鶴川和彦君） 日程第9、議案第3号 継立西団地B棟新築主体工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第3号 継立西団地B棟新築主体工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

継立西団地B棟新築主体工事について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、継立西団地B棟新築主体工事であります。

契約の方法は指名競争入札によるもので、契約金額は7,810万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は96.41%であります。

契約の相手方は、栗山町中央 1 丁目 1 番地 1、松原産業株式会社代表取締役松原正和であります。

入札につきましては、5 月 1 6 日に行い、指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鉦建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上 6 社であります。

工事場所は、栗山町字継立 1 8 5 番地 2 7 であります。

工事の内容は、木造平屋建、延床面積 3 1 6 . 9 1 平方メートル、1 棟 4 戸の新築であります。

工事期間は着手の日から令和 6 年 1 月 1 5 日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金 3 , 9 0 5 万円、地方債 3 , 9 0 0 万円、一般財源 5 万円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

3 番、重山議員。

○3 番（重山雅世君） 議案第 2 号にもちょっと関わってくるのですけれども、今電気代の、値上げが大変で町民からも悲鳴が上がっているわけですが、さらに、電気料金が、6 月から上がると、そういう国のほうで認めちゃったわけですから、私のほうにも、今住んでらっしゃる、公営住宅の入居者の方から、夫婦 2 人世帯の方なのですけど、電気代が月に 6 万円もかかるよと、だから年金よりも高い、家賃よりも高いと。

重山さんどっか安いアパート探してくれないかといって言われたぐらいなんです。

ですから、これ今、オール電化とかいう点でも、果たしてこういうようなことがいいのかっていうことと、I H 調理器ね、その分野、前に電磁波の問題でも質問したこと、かつてありましたけれども、健康の部分で、でも、国の政策的には、大丈夫だよっていう形で、あれですから、そして火事にもならないからということですと政策的に I H 方向づけされてきたかと思うんですけれども、現に、公営住宅に住んでらっしゃる方、電気代がかかるっていうことで、わざわざカセットボンベ買って、それでもって調理しているって方も何件かもおられます。

それで、そういうこともやはりそれでもって自衛措置しているというか、使ったら電気代がかかるからっていうことで、そういう実態もあります。

そういうことを考えたときに、これまでどおりのような調理方式、ああいう I H でいいのかなとか、そういうことも思うわけです。

その辺についてのお考えを、この機会にお尋ねしたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 重山議員の質疑に対する答弁に入ります。

建設課長。

○建設課長（西田達也君） 重山議員のご質問に対して、電気代の高騰だということ、一応、この継立団地の関係のときも、平成5年の1月の段階の料金でランニングコストのほうを試算してございまして、一応、オール電化ですと、月1万8,800円ほど。そして、灯油の場合だと、約1万8千円です。

それで、一応、灯油のほうは安いのですけども、やっぱり今まで安全面を考慮した中で、やってきていますので、あと、電磁波ですか、それについても性能が上がっていますので、全く気にすることはないと思います。

ただ、実際に、今団地に入っている方、カセットコンロを使っている方がおられるみたいですが、それについては、認めるわけにいかないものですから、やっぱり指導していかなきゃならないと思っていますので、そういうふうに私どもは考えております。

今、変えるっていうことは考えてございません。

○議長（鵜川和彦君） 重山議員。

○3番（重山雅世君） IHの性能、電磁波の部分で、大分性能もよくなったよと。

そういう、あれですが、その部分は何か予防原則っていう点で考えていく必要あると思うのですね。

アスベストなんかでも、疑わしきは使用せずというそういう形で、もう20年もたってから、これが駄目だったよと、アスベストなんかもそうですよね。

ですから、いやでも、性能がよくなったって言われても、電磁波は、一般のあれから見ると、出るのは間違いないわけで、それと、今、金額的な部分でも、比較されましたけど、これから6月から、もう値上げするのは、はっきり決まっていますから、今お示し願ったのは、前の段階ですよ。

そういう点で、いや私のほうにもひとり暮らしの方でも3万円はかかると、灯油代と比較してっていうね。

そういうこともあるかと思いますが、やっぱり電磁波を生殖系に異常を来すということで、私の近くでも、使ってらっしゃる方は、ゴムの前掛けをすとか、そういう形で、使用する。

そこまで、やっぱり電磁波で、体が合わないっていう人もいますね現実的に、だからそういうことなんかも、やっぱりもう少し健康面本当に大丈夫なのかなと。

それと、お鍋やなんかもみんな取替えないと駄目ですよ。

今そうじゃなくなったのですか。

一般的なお鍋でもできるような、そうですかそこはちょっと私、あれでしたけど、どちらにしても、健康面と料金的なこれからの電気代の値上げのことを考えたときに、いや、このままいっていいのかなと。

そう、思ったものですから、でももう既にそういう形でもっての設計で、見積りを出しているということなんですね。

○議長（鵜川和彦君） 重山議員ちょっといいでしょうか。

この件については、請負契約についての質疑でありますので、もしこの請負契約に反対であれば、討論のほうでお願いいたします。

○3番（重山雅世君） いや、今でも実際にお話聞きましたから、安全面での改善という点では、もう少し私のほうも勉強させてもらいます。はっきり言ってね。

そういう町民の声もあるということと、あと指導に当たるっていう点では、実際につけてらっしゃる方に対して外していただきって指導するわけですか。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

建設課長。

○建設課長（西田達也君） カセットコンロの関係なのですが、カセットコンロについては固定式なものじゃないので使わないでくださいっていう指導になります。

どこでも、置いて使います。

そういう指導の仕方になるかと思います。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第3号 継立西団地B棟新築主体工事の請負契約について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 起立多数。

よって、議案第3号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第４号

○議長（鶴川和彦君） 日程第１０、議案第４号 栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第４号 栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、本議会の議決を求めるものがあります。

契約の目的は、栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事であります。

契約の方法は指名競争入札によるもので、契約金額は９，４６０万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は９８．６８％であります。

契約の相手方は栗山町朝日４丁目３２番地３、朝日産業株式会社代表取締役廣岡信博であります。

入札につきましては、５月２２日に行い、指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鉦建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上６社であります。

工事場所は栗山町中央３丁目３１１番地１であります。

工事内容は、つり天井及び吹きつけアスベストの除去、吊下式バスケットゴールの更新であります。

工事期間は着手の日から令和５年１０月３１日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金３，１５３万３千円、地方債６，３００万円、一般財源６万７千円であります。

以上提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

５番、堀議員。

○５番（堀文彦君） この工事に対する部分については基本的に賛成のスタンスでございますが、約１億のお金がかかっているということで、これもう少しお金を足すと、新しい校舎が建つ可能性があると思われます。

非常に今の校舎がくたびれてきておりますので、今後、新しい校舎をつくるという見通しも、持っていただけたらと思っております。

今ここですぐに回答は必要ございません。

今後、計画を立てていただければ結構でございます。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 堀議員の質疑に対する答弁に入ります。

教育長。

○教育長（吉田政和君） 一意見として聞かせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第４号 栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事の請負契約について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第４号は原案どおり決定をいたしました。

◎休会の宣告

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。

本定例会５月第２回臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、会議規則第７条の規定により、令和５年定例会を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和５年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前１１時１５分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員